

エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金「均等割のみ課税世帯」のご案内（令和5年度）

- エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金は、さまざまな物価高騰による負担増を踏まえ、均等割り世帯を支援する給付金です。
- 世帯の状況等により給付金を受給するための、**手続きが異なります。**

住民税均等割のみ課税世帯とは

令和5年度の住民税が次のいずれかに該当する世帯が対象となります

①住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯

②住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯

※「住民税均等割のみ課税者」とは、課税者であって所得割が課税されていないものをいいます。

給付金の支給額（1世帯あたり）

1世帯あたり **10万円**

支給対象と手続き

令和5年12月1日時点で、深川市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯で、「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金」（1万8千円）を受給済みである世帯

①世帯状況及び振込希望口座に変更がない世帯

②振込希望口座に変更がある世帯

③世帯状況に変更がある世帯

手続きが必要です

手続書類（確認書等）が届きます

手続きは不要です

「支給のお知らせ」が届きます

手続きが必要です

支給のお知らせが届きますので、変更がある旨を深川市役所社会福祉課福祉庶務係までご連絡ください
申請書をお送りいたします

①②③を除く世帯全員の令和5年度
住民税が均等割のみ課税世帯

手続きが必要です

手続書類（申請書等）が届きます

！ 申請期限は、令和6年6月28日（金）まで（当日消印有効）

お問い合わせ

深川市役所 社会福祉課福祉庶務係（8番窓口） ☎0164-26-2144

受付時間 8:45～17:15（土曜・日曜・祝日を除く）